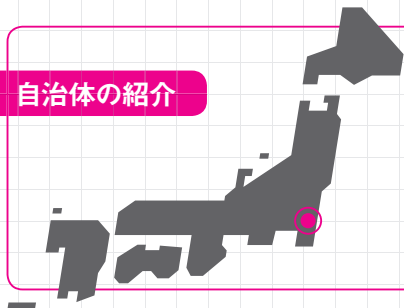


# 番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO. **03**  
千葉県

## 自治体の紹介



▶人口：6,195,734人（平成26年7月現在）  
▶面積：5,156km<sup>2</sup>

千葉県では「情報システム整備ワーキンググループ」を設置し、業務担当課へのヒアリングを実施するなど、平成28年1月の番号制度全国一斉スタートに向け、着々と準備を進めている。

## マイナンバー制度導入に係る 庁内業務システムへの影響度調査

千葉県総務部情報システム課

社会保障・税番号（以下、「マイナンバー」という）制度では、平成27年10月に個人番号通知、28年1月から個人番号の利用が開始され、同年3月からの連携テスト開始を経て、29年1月から国等において、同年7月からは地方公共団体において情報提供ネットワークシステムによる情報連携が予定されています。

千葉県では、25年10月に総合企画部政策企画課を事務局とした「社会保障・税番号制度導入のためのプロジェクトチーム」を設置し、その下部組織として「番号制度活用ワーキンググループ（以下、「WG）」、「特定個人情報保護WG」、当課がリーダー課である「情報システム整備WG」を設置し、取組みを開始することとしました。

情報システム整備WGは、庁内における各業務システムがマイナンバー制度に対応していくための支援や、情報連携に必要となる中間サーバーの設置及び団体内統合宛名システムとして最低限必要となる機能を備えた番号連携サーバーの整備に向けて活動することとしており、まず着手したのは、各業務システムに関連する「事務やシステムの状況の可視化」

でした。

具体的には、25年12月に庁内ポータルシステムにより、当時示されていた「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の項目を用いて業務担当課から情報を求めることとしました。あえて難解な全項目評価書（案）の項目を採用したのは、将来の特定個人情報保護評価に備えるという意味でもありました。

この結果、11所属から26件の回答があり、当課が想定していた対象のすべてではありませんでしたが、番号制度活用WGが別に進めていた法別表第1業務の担当課はどこかといった情報や、情報システム課が把握していた庁内のシステム保有情報などから、おおよその対象を明らかにすることができました。

次に、26年1月から3月にかけて、法別表第1業務の、業務の流れ、データ件数、システムの仕組みなどについて業務担当課からヒアリングを行うこととしました。

12所属32業務を対象にヒアリングを行った結果、表-1に示すように、業務はあるが事務実績がない

もの、事務はあるがシステムがないもの、システムの開発主体が多様であるなど、様々な状況が確認できました。

一方で、個々の業務やシステムに着眼してみると、以下のような、整理すべき疑問や課題をとらえることができました。

- 税システムは、データ量は多いが、情報提供すべき事務はなく、情報照会についても対象となる件数が少ないため、どこまでデータクレンジングを実施するのか。
- 被災者生活再建支援金は、市町村で受付し、都道府県が書類を取りまとめ、実際の事務は都道府県会館が実施しているが、県での対応が必要なのか。
- 法別表第1項番7の児童福祉法関連事務では、「里親認定、養育里親の登録」「療育の給付」「医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施」等の多くの業務があるが、本県ではこれら業務を2課が担当し、三つのシステムで運用していること。
- 法別表第1項番20、40、42、48、50、53は援護システムとして国が提供するシステムを利用しているが、国からマイナンバー制度対応のための新たなシステムが提供されるのか。
- 高等学校等就学支援金の支給では、私立学校と県立学校で、担当課も業務フローも異なる上に対象者数が多いため、事務運用とあわせて検討してい

く必要があること。

- 療育手帳は、会議等の資料ではマイナンバー制度の対象となっているが、法別表第1の、どの事務に該当するのかが不明で、県独自利用業務とすべき業務なのか。

このように昨年度までは、法別表第1の事務をメインに「個人番号利用事務実施者」としての千葉県の事務についてヒアリング等による準備を行ってききましたが、現在は、源泉徴収や支払調書の提出など「個人番号関係事務実施者」としての事務についても、給与や財務システムの担当部署と、調整を進めているところです。

また、番号連携サーバーの整備に関し必要な情報がそろい次第、次のステップに取りかけられるよう国庫補助金の交付申請や調達仕様書の準備等を行っていますが、庁内業務システムへの影響度については本年10月末までに調査を行い、必要な改修内容に漏れないよう、各所属に情報提供を行い、これを基に来年度の当初予算要求を行うよう指導していきます。

情報連携に関するこうした部分の作業はますます積み上がっている状況ですが、対応が遅れば本県のみならず、マイナンバー制度の仕組みそのものが不完全なものとなってしまいます。

まずは、28年1月時点でマイナンバーを必要とする事務について、国に対して早期の情報提供を依頼するとともに、各業務システム

では個人番号や団体内統合利用番号等の格納場所の整備を進めることが、現在でき得ることと考えています。

最後に、各都道府県の皆様には、日ごろ色々とお世話になっておりますが、引き続きマイナンバーに関し密に情報交換くださるよう、この場をお借りしてお願いいたします。

(26年8月上旬寄稿)

表-1 ヒアリング結果

1	法別表第1に記載があるが、過去に事務の実施がないもの	2件 <sup>※1</sup>
2	事務は市町村が実施し、県が事務を実施していないもの	2件 <sup>※2</sup>
3	県が事務を実施しているもの	26件
(1)	国が提供するシステムを利用	3件
(2)	県が開発したシステムを利用	10件
(3)	外部の者がシステムを利用	3件
(4)	システムなし(職員OA含む)	10件

※1 災害救助法による救助又は扶助金の支給(法別表第1項番6)、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給等(同項番10)

※2 母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与(同項番44)、児童福祉法による助産施設における助産の実施等(同項番9)